緊急地震速報サービス利用規約

株式会社 ZTV 伊勢放送局（以下、「当社」という。）と当社が行うサービスを受ける者（以下、「加入者」という。）との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 （利用規約の適用）

当社は、この緊急地震速報サービス利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、これにより緊急地震速報サービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

2. 加入者は、当社との間でケーブルテレビ契約を締結しているか否かに係わらず、本規約に定めるものの外、当社が別に定めるケーブルテレビ契約約款（ただし、ケーブルテレビ契約を締結していない場合は、ケーブルテレビ特有の条項は除く。）及び当社が随時加入者に対し通知する追加規定（以下、「個別規定等」という。）に従うものとします。ただし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条 （緊急地震速報）

緊急地震速報とは地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

2. 緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間が長くても十数秒から数十秒と極めて短いため、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。
3. 当社は、気象庁及びデータ配信者から地震発生の情報を受信した場合、即座に加入者の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、「震度 3 以上」の揺れが生じると予測された場合に、加入者の設置した「緊急地震速報端末」に情報を配信し、通報を行います。なお、この通報は大きな揺れが到達する前に行うことを目標としますが、震源地と加入者の設置した「緊急地震速報端末」の位置関係・距離によっては、情報の配信が間に合わない場合もあり得ます。

第 3 条 （提供情報の追加）

当社は、前条の緊急地震速報以外の災害情報及び告知放送（以下、「災害情報等」という。）の提供を追加する場合があります。

2. 前項による災害情報等の追加をする場合は可能な限りの方法（コミュニティーチャンネル及びホームページ又は配布物等）において事前に加入者へ連絡することとします。通報内容（災害情報の音声表現）については、加入者への事前連絡なく変更することができます。

第 4 条 （損害賠償）

第 2 条及び第 3 条の災害情報等に関して、誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達、あるいは情報配信を行った結果生じた損害においても、加入者は、当社にその損害賠償を請求することはできないものとします。

2. 加入者は当社の施設の維持管理に必要上サービス提供が一時的に停止することを承認するものとし、それに伴う損害賠償請求を行わないものとします。
3. 当社は、天災、事変、その他当社の責に帰することのできない事由によって、サービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じないものとします。
4. 加入者が本サービスの情報を受け、その情報を第 3 者に提供する場合は、加入者がその提供に関する責任を負うものとします。

第 5 条 （利用申込をすることができる者の条件）

本規約に同意し当社が別に定める利用申込書を作成した方に限ります。

第 6 条 （サービスの提供範囲）

サービスの提供範囲は当社が事業を行う自社施設エリア内とし、そのエリアに対し予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲とします。

2. 本サービスを受信する接続機器は前項によって定められた範囲で作動する機器であるため、接続機器の設置場所が移動される場合は当社へ連絡し再度接続機器の位置情報を再設定しなければなりません。

第 7 条 （接続機器の貸与）

本サービスを受信するための接続機器は専用端末として当社が『第 5 条（利用申込をすることができる者の条件）』に定める利用者へ貸与する物であり当社の許可無く他の者へ貸与及び譲渡又は売却、廃棄等することはできません。

2. 前項に違反する場合であってその利用者が受ける損害は、当社の許可無く他の者へ貸与及び譲渡又は売却、廃棄等をおこなった者が負うものとします。
3. 利用者等の故意、過失による専用端末の故障、破損、紛失などの場合、下記に定める専用端末負担金を当社に支払うものとします。

専用端末負担金	「別紙1　貸与端末等弁済負担額」によるものとします。

第 8 条 （名義変更・譲渡）

加入者は、以下に定める事由により加入契約名義の変更がある場合、当社へ届け出るものとします。

(1) 加入契約名義者の死亡等による加入契約の相続によるもの
(2) 家族間ならびに法人の代表者変更に伴う加入契約の承継によるもの
(3) 戸籍法上の手続きによるもの
(4) 加入契約法人の社名変更によるもの
(5) 個人名義を法人名義とするまたはその反対に変更をするもの

2. 加入者は、前項の規定において名義を変更しようとする場合、当社の指定する届出書により事前に申し出るものとします。
3. 当社は、本手続きにあたり第三者への変更には応じないものとします。
4. 当社は、加入契約名義の変更がなされていないことが確認された場合、本約款第 9 条の規定に基づき、加入契約を解除することができるものとします。
5. 利用契約の権利の譲渡が伴うものについては、あらかじめ書面による届出をした場合で、当社がこれを承認したとき、加入者名義を譲渡するものとします。この場合、新加入者は譲渡に関わる事務手数料を支払うものとします。

第 9 条 （利用停止・解除等）

加入者が料金の支払いを支払期日より延滞した場合は、年利 14.5%の延滞金を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じて当社に支払うものとします。

2. 利用料金が 3 ヶ月以上滞納になった場合、サービスの停止をされても異議のないものとします。
3. 当社は、加入者が次の事に違反した場合、契約の解除ができるものとし、当社は当社の設備を撤去します。なお、撤去費用については加入者が負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物等の復旧を要する場合、その復旧に要する費用は加入者が負担するものとします。

(1) 加入者は、前項においてサービスの停止をされ、当社が催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。
(2) 加入者が、第 7 条第 1 項に定める事項に違反し、当社が催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。
(3) その他、本規約に違反する行為又は、当社に著しい損害を与えた場合は、前各項とは別に無催告にて契約解除を行うことができるものとします。

4. 加入者は、契約を解除しようとする場合、当社の定める期日までに文書により当社にその旨を申し出るものとします。
5. 前項の場合、当社は当社の設備を撤去します。なお、撤去費用については加入者が負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他工作物等の復旧を要する場合、その復旧に要する費用は加入者が負担するものとします。

第 10 条 （料金等）

加入者は、当社が下表に定める料金等を、当社が指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。但し、加入者が当社との間にケーブルテレビ契約若しくはケーブルインターネット契約を締結していない場合には、下表に定める料金等の他、当社が定める加入初期費用を負担するものとします。

取付工事・撤去工事費（1 台あたり）	3,500 円（税込 3,850 円）
フィルター工事費（1 引込あたり）	3,500 円（税込 3,850 円）
情報配信料（1 台あたり）	500 円（税込 550 円）/月額

■上記コースは、伊勢放送局エリアでのサービス提供となります。

2. 前項の金額は消費税及び地方消費税を含むものとします。
3. 当社は、経済環境の変動あるいは、提供するサービス内容の拡充等により、料金の改定をすることがあります。

第 11 条 （利用に係る加入者の義務）

加入者は以下のことを心掛け本サービスを利用するものとします。

(1) 本サービスは予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するシステムではありません。
(2) 災害情報が配信された場合においては加入者の判断において行動をしてください。
(3) 加入者は本サービスの災害情報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の防災訓練、啓蒙活動を行ってください。
(4) 不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用において本サービスの情報が配信された場合は、加入者の責任において速やかに安全の確保と避難誘導を行ってください。
(5) 受信端末の正常な動作確認を行ってください。なお、本サービスの提供に必要な機器への電源供給は加入者の負担にておこなうものとします。

第 12 条 （法令等による制限）

法令等により、本サービスの利用に制限が加えられた場合には、当社は法令を遵守するため、本サービスの利用を制限することができるものとします。

第 13 条 （反社会的勢力の排除）

契約者及び利用者は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1)　自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）であること。
(2)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(3)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(4)　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(5)　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(6)　自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。
(1)　暴力的な要求行為
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
(5)　その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、申込者及び契約者が前 2 項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、申込者及び契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、申込者及び契約者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は申込者及び契約者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、申込者及び契約者は、これに応じるものとします。

4. 当社は、契約者及び申込者が第 1 項各号のいずれかに該当すること若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第 1 項若しくは第 2 項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、前項に規定する調査等に応じない若しくは調査等において虚偽の回答をした場合、その他本契約の申込みを承諾すること又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないこと又は本契約を解除することができるものとします。

5. 申込者及び契約者は、前項の適用により、契約者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

第 14 条 （利用規約の改定）

当社は、当社の提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動等により本規約を改定することがあります。改正後の規約は当社ホームページ(https://www.ztv.co.jp/)において公表します。なお、本規約が変更されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとします。

第 15 条 （協議）

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附則

(1)　当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
(2)　この本規約は 2020 年 4 月 1 日より施行します。